官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一八）　一
〔告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二四〇六）　六
○肥料の名称並びに生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（同二四〇七）　一〇
○肥料の登録が失効した件（同二四〇八）
〔公告〕
諸事項
裁判所
免責、再生関係　一二
特殊法人等
住宅型式性能認定関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一六
会社その他
会社決算公告　一七

## 省令

**○環境省令第十八号**

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十七日　環境大臣　石原　伸晃

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。